令和６年１１月１１日
政　策　経　営　部
生活文化政策部
保健福祉政策部
都市整備政策部
教育委員会事務局

施設使用料等の改定額の案について

１　主旨

令和６年９月の５常任委員会で報告した「施設使用料等の見直しの考え方について」に基づき、改定検討対象とした各施設の使用料等の改定額の案を取りまとめた。

２　使用料等の算定方法（令和６年９月２日・３日５常任委員会報告）

（１）平成３０年度決算と令和５年度決算の管理運営経費を類似施設のグループごと（区民集会施設等、文化施設等）に比較し、その増加割合に平行して各施設等の使用料等（利用料金上限額含む）の額をスライドさせる。原則として１０円未満切り捨てとする。

（２）前記（１）の額に、以下の観点から一定の調整を加える。

①　子ども・子育て家庭への配慮

・個人料金で、子ども料金の設定がない使用料等について、１８歳以下を対象とする料金を設定する。

・個人料金で、子ども料金の設定があるが中学生以下を対象としている使用料等について、子ども料金の対象年齢を１８歳以下に引き上げる。

②　築年数・利便性（区民会館のみ）

各館の築年数及び利便性に応じて、改定額に傾斜をつける。

③　高齢者・障害者への配慮

・高齢者・障害者の外出や社会活動への参加をより一層促す観点からの配慮

ⅰ　以下の施設利用については引き続き無料とする。

【対象施設】敬老会館、高齢者集会所（大広間・洋室）

【利用時間】午前９時から午後５時まで

【利用者】　区内に住所を有する６０歳以上

ⅱ　障害者休養ホーム（ひまわり荘）の改定率を、管理運営経費の増加割合の２分の１の割合とする。

・高齢者・障害者の生活基盤を確保する観点からの配慮

以下の施設については改定を行わない。

【対象施設】知的障害者生活寮（松原けやき寮）、身体障害者自立体験ホーム（なかまっち）、高齢者一時生活援助施設（ほのぼの）

④　区民生活への配慮

区民生活への影響に配慮し、急激な改定とならないよう、改定後の使用料等は原則、現行の使用料等の概ね３割を上限とする。ただし、選択的かつ私益性の高い施設については、この限りでない。

（３）さらに各施設の実情に応じた調整を加えて、改定後の額を確定する。

３　各施設の使用料等改定額

（１）施設ごとの使用料等改定額の案

別紙のとおり。

（２）各施設の実情に応じた改定額案等の調整を行った事項

①　**区民会館**　≪管理運営経費の増加割合 137.4%　→　改定割合 15%～36%（※）≫ ※前記「２（２）②　築年数・利便性（区民会館のみ）」を適用。
特になし。
②　**区民集会施設等**　≪管理運営経費の増加割合 137.2%　→　改定割合 30%≫ ※１　前記「２（２）③　高齢者・障害者への配慮」を適用。 ※２　前記「２（２）④　区民生活への配慮」を適用。
【健康増進・交流施設】
・交流室、多目的室 現行の玉川・砧区民会館（集会室）の料金を基準として利用率や立地を考慮し、改定率を管理運営経費の増加割合の２分の１の割合とする。 理由は以下のとおり。 ・貸室利用率が、公用利用等を含んでも５割を下回っているため。 ・設備の不具合が多発し区民の利用への影響が出ているため。
・運動室 ＜子ども・高齢者・障害者の個人料金＞ スポーツ施設のトレーニングルームの改定率を考慮し、２．５割改定にとどめる。 ＜団体料金＞ 算定基準を従前の区民会館から区民センター等他の集会施設における会議室の基準に変更する。変更後の使用料等の額は、使用する面積にて算定する。
・娯楽室 ＜子ども・高齢者・障害者の個人料金＞ 運動室の個人料金と合わせた料金を設定する。 ＜団体料金＞ 算定基準を従前の区民会館から区民センター等他の集会施設における会議室の基準に変更する。変更後の使用料等の額は、使用する面積にて算定する。
・温水シャワー室（附帯設備） １０円単位の料金に改定した場合、取り扱う小銭が増え、管理の煩雑さが増すため、料金は据え置きとする。
・カラオケ機器（附帯設備） 機器老朽化や利用実績が少ないため、使用料等の対象から除外する。
【保健医療福祉総合プラザ】
・駐車場 １０円単位の料金に改定した場合、精算機の早期故障に繋がる釣銭不足の頻発が想定されることから、料金は据え置きとし、代わりに利用時間枠を「２０分ごと」から「１５分ごと」へと変更する。
【保健センター（運動指導室）】

利用時間枠について、「午前３時間・午後４時間・夜間３時間」から「１時間につき」へと変更する。

③　公園・スポーツ施設　≪管理運営経費の増加割合 113.5%　→　改定割合 13.5%≫

【区立公園】

・庭球場

スポーツ施設（大蔵運動場・大蔵第二運動場）の庭球場と合わせた料金を設定する。

・洋弓場

スポーツ施設（大蔵運動場・大蔵第二運動場）の洋弓場と合わせた料金を設定する。

・駐車場

＜世田谷公園、羽根木公園＞

周辺相場や目的外利用等の利用実態を踏まえ、「３０分ごと１００円」から「３０分ごと２００円」へと料金を改定する。

＜玉川野毛町公園、次大夫堀公園＞

周辺相場を踏まえ、料金は据え置きとし、代わりに利用時間枠を「３０分ごと」から「２０分ごと」へと変更する。

＜二子玉川公園＞

周辺相場や目的外利用等の利用実態を踏まえ、「６０分ごと３００円」から「３０分ごと２００円」へと利用時間枠の変更及び料金を改定する。

【多摩川玉堤広場】　※共同管理を行う大田区との調整を踏まえ料金改定を実施（新料金適用は令和８年４月）

・庭球場及びサッカー場

約１．５割改定とする。

・温水シャワー室

料金変更には改修が必要となる一方、歳入は年間６万円程度であり、費用対効果の観点から、料金は据え置きとする。

・駐車場

周辺相場を踏まえ、料金は据え置きとし、代わりに利用時間枠を「３０分ごと」から「２０分ごと」へと変更する。

【大蔵運動場、二子玉川緑地運動場、大蔵第二運動場、千歳温水プール、地域体育館・地区体育室】

・利用者促進の観点から、子ども（１８歳以下）、高齢者（６５歳以上）及び障害者の個人利用料金を、大人料金の３割程度に揃える。

・個人料金が設定されている施設で高齢者（６５歳以上）及び障害者の料金区分が設定されていない施設について、高齢者及び障害者のスポーツ推進の観点から、高齢者（６５歳以上）及び障害者の料金区分を新設する。

・駐車場について、料金は据え置きとし、代わりに利用時間枠を「３０分ごと」から「２０分ごと」へと変更する。

④　文化施設　≪管理運営経費の増加割合 113.4%　→　改定割合 13.4%≫

【美術館・文学館】

生活保護受給者の料金区分を新設し、高齢者・障害者と同様に一般料金から減免した料金とする。

⑤　高齢者・障害者施設　≪管理運営経費の増加割合 108.3%　→　改定割合 4.1%≫

※前記「２（２）③　高齢者・障害者への配慮」を適用。

【障害者休養ホーム（ひまわり荘）】

・改定率を管理運営経費の増加割合の２分の１の割合の４．１％とする。
・宿泊室の食費が管理運営経費に直接影響を与えるため、宿泊室を利用する子ども（１８歳以下）のうち、大人と同じ食事メニューを選択する場合は、追加料金により、大人の宿泊室と同額の料金区分を設ける。

【松原けやき寮、身体障害者自立体験ホーム（なかまっち）、高齢者一時生活援助施設（ほのぼの）】

高齢者・障害者の生活基盤を確保する観点から、料金は据え置きとする。

⑥　子育て施設　≪管理運営経費の増加割合 108.2%　→　改定割合 8.2%≫

【産後ケアセンター】

・現在、国・都の補助により、住民税非課税世帯（均等割のみ課税世帯含む）の利用料を変更（０円）し、課税世帯は１枚あたり原則２，５００円の減額となる「産後ケア事業クーポン券」の配付（５枚）を行っている。
今回利用料の改定を行う場合、クーポン券配付開始後１年で利用料の引き上げを行うこととなり、国の方針及び区が昨年度に進めていた方向性と逆行することになるため改定せず、料金は据え置きとする。
・世帯の税区分によって利用料を決定することで、困窮している世帯に対しては適切に利用料の減免を行うことができることから、１８歳以下を対象とする料金は新たに設定しない。

⑦　駐車場・駐輪場　≪管理運営経費の増加割合 122.7%　→　改定割合 22.7%≫

【区立自転車等駐車場】

・自転車（定期月額、日ぎめ、時間ぎめ、回数券）、原動機付自転車（定期月額、日ぎめ、時間ぎめ、回数券）
原動機付自転車の定期月額を除き、これまで料金改定を行っていないため、管理運営経費の増加割合以上の３～１０割の改定率とする。
・自転車（日ぎめ、時間ぎめ）、原動機付自転車（日ぎめ、時間ぎめ）、自動二輪車（日ぎめ、時間ぎめ）
管理人が常駐していない無人の施設が多く、適正な料金運用の確保が難しいため、１８歳以下を対象とする料金は新たに設定しない。

【レンタサイクルポート】

令和７年度中に事業廃止を目指しているため、料金を据え置きとする。

⑧　教育施設　≪管理運営経費の増加割合 250.9%　→　改定割合 30%≫
※前記「２（２）④　区民生活への配慮」を適用。

特になし。

⑨　観光施設　≪管理運営経費の増加割合 547.4%　→　改定割合 30%≫
※前記「２（２）④　区民生活への配慮」を適用。

特になし。

⑩　その他施設　≪管理運営経費の増加割合 109.0%　→　改定割合 9.0%≫

【区民農園】

・１区画あたりの管理運営経費の増加割合 132.9%　→　改定割合 32.9%
・利用待機者の状況も鑑み、新たに１区画あたりの面積を１０㎡の料金区分を新設する。
※改定前：１㎡あたり６４円/月　→　改定後：１㎡あたり８５円/月

【区民健康村】

・「休日等料金」の料金区分を新設するとともに平日料金の改定率を３％にとどめ、利用料

金にめりはりをつけ、平日利用者数の向上を図る。 ※「休日等料金」を設定する日…土曜日、翌日が休祝日または土曜日である休祝日、年末年始（１２/２９～１/３）、ＧＷ（４/２９～５/６のうち、指定管理者が必要と認め、区長の承認を得て定める日） ・宿泊施設の管理運営経費は体育館などのハード施設の管理運営経費と異なり食事やアメニティなどサービス提供に係るものが多く、対象者の属性が管理運営経費への影響がより直接的であることや、宿泊業においては小学生以下を子ども料金とすることが一般的であることから、「１８歳以下」に引き上げず、現行どおり「小学生以下」とする。 ・年末年始に提供する食事を特別メニューに含めるため、「特別メニュー」の名称を「特別メニュー（年末年始、充実食等）」に変更する。
⑪　学校開放施設　≪管理運営経費の増加割合 128.2%　→　改定割合 28.2%≫
特になし。
⑫　空き時間利用施設　≪管理運営経費の増加割合 137.2%（区民集会施設等の増加割合を適用）　→　改定割合 30%≫ ※前記「２（２）④　区民生活への配慮」を適用。
【児童館、母子生活支援施設、デイホーム内会議室、奥沢福祉園】 行政財産使用料条例で定める料金と合わせた料金設定とする。

４　今後のスケジュール（予定）

令和６年１１月　　区民意見募集（区のおしらせ１１月１５日号）
令和７年　２月　　区議会第一回定例会（条例改正案）
　　１０月　　新料金適用

【別紙】

① 区民会館

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫
（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
世田谷区民会館 【A】	ホール（平日）	午前　午前9時から正午まで	55,000	74,800
		午後　午後1時から午後4時30分まで	82,650	112,400
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	137,660	187,210
		全日　午前9時から午後10時まで	220,320	299,610
	ホール（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	65,950	89,690
		午後　午後1時から午後4時30分まで	99,070	134,730
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	165,160	224,610
		全日　午前9時から午後10時まで	264,240	359,340
	集会室A（平日）	午前　午前9時から正午まで	6,760	9,190
		午後　午後1時から午後4時30分まで	10,170	13,830
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	16,940	23,030
		全日　午前9時から午後10時まで	27,110	36,860
	集会室A（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	8,110	11,020
		午後　午後1時から午後4時30分まで	12,170	16,550
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	20,300	27,600
		全日　午前9時から午後10時まで	32,470	44,150
	集会室B（平日）	午前　午前9時から正午まで	3,990	5,420
		午後　午後1時から午後4時30分まで	6,010	8,170
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	10,000	13,600
		全日　午前9時から午後10時まで	16,010	21,770
	集会室B（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	4,790	6,510
		午後　午後1時から午後4時30分まで	7,190	9,770
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	11,990	16,300
		全日　午前9時から午後10時まで	19,180	26,070
	練習室A（平日）	午前　午前9時から正午まで	3,200	4,350
		午後　午後1時から午後4時30分まで	4,820	6,550
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	8,020	10,900
		全日　午前9時から午後10時まで	12,840	17,450
	練習室A（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	3,840	5,220
		午後　午後1時から午後4時30分まで	5,760	7,830
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	9,610	13,060
		全日　午前9時から午後10時まで	15,370	20,890
	練習室B（平日）	午前　午前9時から正午まで	1,880	2,550
		午後　午後1時から午後4時30分まで	2,830	3,840
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	4,720	6,410
		全日　午前9時から午後10時まで	7,550	10,250
	練習室B（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	2,260	3,070
		午後　午後1時から午後4時30分まで	3,390	4,610
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	5,650	7,680
		全日　午前9時から午後10時まで	9,040	12,290
世田谷区民会館別館（三茶しゃれなあどホール）【A】	第1集会室（平日）	午前　午前9時から正午まで	9,290	12,630
		午後　午後1時から4時30分まで	14,060	19,120
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	23,380	31,790
		夜間　午後5時30分から午後11時まで	27,910	37,950
		全日　午前9時から午後10時まで	37,440	50,910
		全日　午前9時から午後11時まで	41,970	57,070
	第1集会室（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	11,040	15,010
		午後　午後1時から4時30分まで	16,790	22,830
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	27,990	38,060
		夜間　午後5時30分から午後11時まで	33,360	45,360
		全日　午前9時から午後10時まで	44,780	60,890
		全日　午前9時から午後11時まで	50,150	68,190
	第2集会室（平日）	午前　午前9時から正午まで	3,530	4,800
		午後　午後1時から4時30分まで	5,340	7,260
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	8,870	12,060
		夜間　午後5時30分から午後11時まで	10,590	14,400
		全日　午前9時から午後10時まで	14,210	19,320
		全日　午前9時から午後11時まで	15,930	21,660

① 区民会館

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫
（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
	第2集会室（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	4,190	5,690
		午後　午後1時から4時30分まで	6,370	8,660
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	10,620	14,440
		夜間　午後5時30分から午後11時まで	12,660	17,210
		全日　午前9時から午後10時まで	16,990	23,100
		全日　午前9時から午後11時まで	19,030	25,870
	第3集会室（平日）	午前　午前9時から正午まで	2,920	3,970
		午後　午後1時から4時30分まで	4,420	6,010
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	7,350	9,990
		夜間　午後5時30分から午後11時まで	8,770	11,920
		全日　午前9時から午後10時まで	11,770	16,000
		全日　午前9時から午後11時まで	13,190	17,930
	第3集会室（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	3,470	4,710
		午後　午後1時から4時30分まで	5,280	7,180
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	8,800	11,960
		夜間　午後5時30分から午後11時まで	10,480	14,250
		全日　午前9時から午後10時まで	14,080	19,140
		全日　午前9時から午後11時まで	15,760	21,430
	第4集会室（平日）	午前　午前9時から正午まで	4,090	5,560
		午後　午後1時から4時30分まで	6,190	8,410
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	10,300	14,000
		夜間　午後5時30分から午後11時まで	12,290	16,710
		全日　午前9時から午後10時まで	16,490	22,410
		全日　午前9時から午後11時まで	18,480	25,120
	第4集会室（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	4,860	6,600
		午後　午後1時から4時30分まで	7,400	10,060
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	12,330	16,760
		夜間　午後5時30分から午後11時まで	14,700	19,990
		全日　午前9時から午後10時まで	19,730	26,820
		全日　午前9時から午後11時まで	22,100	30,050
北沢区民会館（北沢タウンホール）【B】	ホール（通常舞台）（平日）	午前　午前9時から正午まで	30,170	39,220
		午後　午後1時から午後4時30分まで	45,330	58,920
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	75,500	98,150
		全日　午前9時から午後10時まで	120,830	157,070
	ホール（通常舞台）（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	36,170	47,020
		午後　午後1時から午後4時30分まで	54,340	70,640
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	90,510	117,660
		全日　午前9時から午後10時まで	144,850	188,300
	ホール（通常舞台以外）（平日）	午前　午前9時から正午まで	39,180	50,930
		午後　午後1時から午後4時30分まで	58,910	76,580
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	98,090	127,510
		全日　午前9時から午後10時まで	157,010	204,090
	ホール（通常舞台以外）（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	46,900	60,970
		午後　午後1時から午後4時30分まで	70,640	91,830
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	117,540	152,800
		全日　午前9時から午後10時まで	188,180	244,630
	第1・2・3集会室（平日）	午前　午前9時から正午まで	3,140	4,080
		午後　午後1時から午後4時30分まで	4,860	6,310
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	8,000	10,400
		全日　午前9時から午後10時まで	12,870	16,710
	第1・2・3集会室（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	3,710	4,820
		午後　午後1時から午後4時30分まで	5,720	7,430
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	9,580	12,450
		全日　午前9時から午後10時まで	15,300	19,880
	第4集会室（平日）	午前　午前9時から正午まで	7,150	9,290
		午後　午後1時から午後4時30分まで	10,860	14,110
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	18,010	23,410
		全日　午前9時から午後10時まで	28,880	37,520
	第4集会室（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	8,580	11,150
		午後　午後1時から午後4時30分まで	13,010	16,910
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	21,590	28,060
		全日　午前9時から午後10時まで	34,600	44,970

① 区民会館

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫
（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
北沢区民会館別館 （梅丘パークホール） 【B】	集会室 （平日）	午前　午前9時から正午まで	9,000	11,700
		午後　午後1時から午後4時30分まで	13,580	17,650
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	22,590	29,360
		全日　午前9時から午後10時まで	36,170	47,010
	集会室 （土日祝）	午前　午前9時から正午まで	10,720	13,930
		午後　午後1時から午後4時30分まで	16,300	21,190
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	27,020	35,120
		全日　午前9時から午後10時まで	43,320	56,310
玉川区民会館 【B】	ホール（平日）	午前　午前9時から正午まで	30,700	39,910
		午後　午後1時から午後4時30分まで	46,200	60,060
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	76,800	99,840
		全日　午前9時から午後10時まで	123,000	159,900
	ホール（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	36,840	47,890
		午後　午後1時から午後4時30分まで	55,440	72,070
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	92,160	119,800
		全日　午前9時から午後10時まで	147,600	191,870
	第1・2・3・4・5集会室 （平日）	午前　午前9時から正午まで	3,140	4,080
		午後　午後1時から午後4時30分まで	4,860	6,310
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	8,000	10,400
		全日　午前9時から午後10時まで	12,870	16,710
	第1・2・3・4・5集会室 （土日祝）	午前　午前9時から正午まで	3,710	4,820
		午後　午後1時から午後4時30分まで	5,720	7,430
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	9,580	12,450
		全日　午前9時から午後10時まで	15,300	19,880
玉川区民会館別館 （上用賀アートホール） 【C】	集会室 （平日）	午前　午前9時から正午まで	7,150	8,220
		午後　午後1時から午後4時30分まで	10,720	12,320
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	17,870	20,550
		全日　午前9時から午後10時まで	28,600	32,870
	集会室 （土日祝）	午前　午前9時から正午まで	8,580	9,860
		午後　午後1時から午後4時30分まで	12,870	14,800
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	21,450	24,660
		全日　午前9時から午後10時まで	34,320	39,460
砧区民会館 （成城ホール） 【B】	ホール （平日）	午前　午前9時から正午まで	30,170	39,220
		午後　午後1時から午後4時30分まで	45,330	58,920
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	75,500	98,150
		全日　午前9時から午後10時まで	120,830	157,070
	ホール （土日祝）	午前　午前9時から正午まで	36,170	47,020
		午後　午後1時から午後4時30分まで	54,340	70,640
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	90,510	117,660
		全日　午前9時から午後10時まで	144,850	188,300
	集会室A・B （平日）	午前　午前9時から正午まで	2,000	2,600
		午後　午後1時から午後4時30分まで	3,000	3,900
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	5,000	6,500
		全日　午前9時から午後10時まで	8,000	10,400
	集会室A・B （土日祝）	午前　午前9時から正午まで	2,280	2,960
		午後　午後1時から午後4時30分まで	3,570	4,640
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	6,000	7,800
		全日　午前9時から午後10時まで	9,580	12,440
	集会室C・D・E （平日）	午前　午前9時から正午まで	3,140	4,080
		午後　午後1時から午後4時30分まで	4,860	6,310
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	8,000	10,400
		全日　午前9時から午後10時まで	12,870	16,710
	集会室C・D・E （土日祝）	午前　午前9時から正午まで	3,710	4,820
		午後　午後1時から午後4時30分まで	5,720	7,430
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	9,580	12,450
		全日　午前9時から午後10時まで	15,300	19,880

① 区民会館

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫
（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
烏山区民会館 【C】	ホール （平日）	午前　午前9時から正午まで	27,850	32,020
		午後　午後1時から午後4時30分まで	41,840	48,110
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	69,690	80,140
		全日　午前9時から午後10時まで	111,540	128,250
	ホール （土日祝）	午前　午前9時から正午まで	33,390	38,390
		午後　午後1時から午後4時30分まで	50,160	57,680
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	83,550	96,080
		全日　午前9時から午後10時まで	133,710	153,760
	集会室 （平日）	午前　午前9時から正午まで	6,600	7,590
		午後　午後1時から午後4時30分まで	10,030	11,530
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	16,630	19,120
		全日　午前9時から午後10時まで	26,660	30,650
	集会室 （土日祝）	午前　午前9時から正午まで	7,920	9,100
		午後　午後1時から午後4時30分まで	12,010	13,810
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	19,930	22,910
		全日　午前9時から午後10時まで	31,940	36,720

② 区民集会施設等

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

区民センター、地区会館、区民集会所

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位		現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定案
50㎡未満		午前	2 時間	200	130	260
改定前単価（1時間・円）	100	午前	3 時間	300		390
改定後単価（1時間・円）	130	午後	2 時間	200		260
		夜間	2 時間	200		260
		夜間	3 時間	300		390
		夜間	4 時間	400		520
50～70㎡未満		午前	2 時間	540	350	700
改定前単価（1時間・円）	270	午前	3 時間	810		1,050
改定後単価（1時間・円）	350	午後	2 時間	540		700
		夜間	2 時間	540		700
		夜間	3 時間	810		1,050
		夜間	4 時間	1,080		1,400
70～100㎡未満		午前	2 時間	840	540	1,080
改定前単価（1時間・円）	420	午前	3 時間	1,260		1,620
改定後単価（1時間・円）	540	午後	2 時間	840		1,080
		夜間	2 時間	840		1,080
		夜間	3 時間	1,260		1,620
		夜間	4 時間	1,680		2,160
100～150㎡未満		午前	2 時間	1,100	710	1,420
改定前単価（1時間・円）	550	午前	3 時間	1,650		2,130
改定後単価（1時間・円）	710	午後	2 時間	1,100		1,420
		夜間	2 時間	1,100		1,420
		夜間	3 時間	1,650		2,130
		夜間	4 時間	2,200		2,840
150～200㎡未満		午前	2 時間	1,800	1,170	2,340
改定前単価（1時間・円）	900	午前	3 時間	2,700		3,510
改定後単価（1時間・円）	1,170	午後	2 時間	1,800		2,340
		夜間	2 時間	1,800		2,340
		夜間	3 時間	2,700		3,510
		夜間	4 時間	3,600		4,680
200～300㎡未満		午前	2 時間	2,300	1,490	2,980
改定前単価（1時間・円）	1,150	午前	3 時間	3,450		4,470
改定後単価（1時間・円）	1,490	午後	2 時間	2,300		2,980
		夜間	2 時間	2,300		2,980
		夜間	3 時間	3,450		4,470
		夜間	4 時間	4,600		5,960
300㎡以上		午前	2 時間	3,200	2,080	4,160
改定前単価（1時間・円）	1,600	午前	3 時間	4,800		6,240
改定後単価（1時間・円）	2,080	午後	2 時間	3,200		4,160
		夜間	2 時間	3,200		4,160
		夜間	3 時間	4,800		6,240
		夜間	4 時間	6,400		8,320

男女共同参画センター

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位		現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定案
研修室1	午前	3 時間	810	350	1,050
	午後・夜間	4 時間	1,080		1,400
研修室2	午前	3 時間	300	130	390
	午後・夜間	4 時間	400		520
研修室3	午前	3 時間	810	350	1,050
	午後・夜間	4 時間	1,080		1,400
研修室4	午前	3 時間	300	130	390
	午後・夜間	4 時間	400		520

敬老会館、高齢者集会所

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位		現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定案
北烏山東敬老会館	大広間	夕方	2 時間	200	130	260
		夜間	2 時間	200		260
	洋室	夕方	2 時間	200	130	260
		夜間	2 時間	200		260
桜高齢者集会所	大広間（舞台付き）	夕方	2 時間	1,100	710	1,420
		夜間	2 時間	1,100		1,420
上馬高齢者集会所	大広間（舞台付き）	夕方	2 時間	200	130	260
		夜間	2 時間	200		260
	多目的ホール	午前	3 時間	3,450	1,490	4,470
		午後	2 時間	2,300		2,980
		夕方	2 時間	2,300		2,980
		夜間	2 時間	2,300		2,980

ひだまり友遊会館

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位		現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定案
第1～5会議室	午前	3 時間	300	130	390
	午後・夜間	2 時間	200		260
第6会議室、総合会議室、講習室	午前	3 時間	810	350	1,050
	午後・夜間	2 時間	540		700
体育室		2 時間	2,300	1,490	2,980
		2.5 時間	2,870		3,720

② 区民集会施設等

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

健康増進・交流施設

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位		現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定案
会議室A・B	午前9時から正午まで	3 時間	1,040	－	1,350
	午後0時30分から午後2時30分まで	2 時間	700	－	910
	午後3時から午後5時まで	2 時間	700	－	910
	午後5時30分から午後7時30分まで	2 時間	700	－	910
	午後8時から午後10時まで	2 時間	700	－	910
会議室C	午前9時から正午まで	3 時間	670	－	870
	午後0時30分から午後2時30分まで	2 時間	450	－	580
	午後3時から午後5時まで	2 時間	450	－	580
	午後5時30分から午後7時30分まで	2 時間	450	－	580
	午後8時から午後10時まで	2 時間	450	－	580
会議室D	午前9時から正午まで	3 時間	240	－	310
	午後0時30分から午後2時30分まで	2 時間	150	－	190
	午後3時から午後5時まで	2 時間	150	－	190
	午後5時30分から午後7時30分まで	2 時間	150	－	190
	午後8時から午後10時まで	2 時間	150	－	190
交流室（平日） ※区民料金	午前9時から正午まで	3 時間	3,630	－	3,610
	午後1時30分から午後5時まで	3.5 時間	4,900	－	5,580
	午後6時から午後10時まで	4 時間	9,350	－	8,170
交流室（土日祝） ※区民料金	午前9時から正午まで	3 時間	4,290	－	4,260
	午後1時30分から午後5時まで	3.5 時間	5,770	－	6,570
	午後6時から午後10時まで	4 時間	11,000	－	9,780
多目的室（平日） ※区民料金	午前9時から正午まで	3 時間	3,630	－	3,610
	午後1時から午後3時まで	2 時間	2,800	－	2,790
	午後3時30分から午後5時30分まで	2 時間	2,800	－	2,790
	午後1時から午後5時まで	4 時間	5,610	－	5,580
	午後6時から午後10時まで	4 時間	9,350	－	8,170
多目的室（土日祝） ※区民料金	午前9時から正午まで	3 時間	4,290	－	4,260
	午後1時から午後3時まで	2 時間	3,300	－	3,280
	午後3時30分から午後5時30分まで	2 時間	3,300	－	3,280
	午後1時から午後5時まで	4 時間	6,600	－	6,570
	午後6時から午後10時まで	4 時間	11,000	－	9,780
娯楽室 ※区民料金	午前9時から午後5時まで（大人1日）		440	－	570
	午前9時から午後5時まで（小人（18歳以下）1日）		（新規）	－	250
	午前9時から午後5時まで（高齢者1日）		200	－	250
	午前9時から午後5時（障害者1日）		200	－	250
	午後6時から午後10時まで（平日）		6,000	－	1,400
	午後6時から午後10時まで（土日祝）		7,180	－	1,400
運動室 ※区民料金	午前9時から午後5時まで（大人1回）		440	－	570
	午前9時から午後5時まで（小人（18歳以下）1日）		（新規）	－	250
	午前9時から午後5時まで（高齢者1日）		200	－	250
	午前9時から午後5時（障害者1日）		200	－	250
	午後6時から午後10時まで（平日）		9,350	－	5,960
	午後6時から午後10時まで（土日祝）		11,000	－	5,960
交流室（平日） ※区外料金	午前9時から正午まで	3 時間	5,390	－	5,410
	午後1時30分から午後5時まで	3.5 時間	7,310	－	8,370
	午後6時から午後10時まで	4 時間	13,970	－	12,250
交流室（土日祝） ※区外料金	午前9時から正午まで	3 時間	6,380	－	6,390
	午後1時30分から午後5時まで	3.5 時間	8,650	－	9,850
	午後6時から午後10時まで	4 時間	16,500	－	14,670
多目的室（平日） ※区外料金	午前9時から正午まで	3 時間	5,390	－	5,410
	午後1時から午後3時まで	2 時間	4,180	－	4,180
	午後3時30分から午後5時30分まで	2 時間	4,180	－	4,180
	午後1時から午後5時まで	4 時間	8,360	－	8,370
	午後6時から午後10時まで	4 時間	13,970	－	12,250
多目的室（土日祝） ※区外料金	午前9時から正午まで	3 時間	6,380	－	6,390
	午後1時から午後3時まで	2 時間	4,950	－	4,920
	午後3時30分から午後5時30分まで	2 時間	4,950	－	4,920
	午後1時から午後5時まで	4 時間	9,900	－	9,850
	午後6時から午後10時まで	4 時間	16,500	－	14,670
娯楽室 ※区外料金	午前9時から午後5時まで（大人1日）		660	－	850
	午前9時から午後5時まで（小人（18歳以下）1日）		（新規）	－	850
	午前9時から午後5時まで（高齢者1日）		660	－	850
	午前9時から午後5時まで（障害者1日）		660	－	850
	午後6時から午後10時まで（平日）		9,000	－	2,100
	午後6時から午後10時まで（土日祝）		10,760	－	2,100
運動室 ※区外料金	午前9時から午後5時まで（大人1回）		660	－	850
	午前9時から午後5時まで（小人（18歳以下）1日）		（新規）	－	850
	午前9時から午後5時まで（高齢者1日）		660	－	850
	午前9時から午後5時まで（障害者1日）		660	－	850
	午後6時から午後10時まで（平日）		13,970	－	8,940
	午後6時から午後10時まで（土日祝）		16,500	－	8,940

② 区民集会施設等

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

郷土資料館（集会室）

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位	現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定案
郷土資料館（集会室）	午前　3 時間	1,260	540	1,620
	午後　3.5 時間	1,470		1,890

青少年交流センター

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定案
世田谷区立池之上青少年交流センター（1）	学習室（交流室）Ⅰ	午前9時から午後零時50分まで	960	－	1,240
		午後1時から午後5時50分まで	960	－	1,240
		午後6時から午後9時50分まで	960	－	1,240
	学習室（交流室）Ⅱ	午前9時から午後零時50分まで	300	－	390
		午後1時から午後5時50分まで	300	－	390
		午後6時から午後9時50分まで	300	－	390
	和室	午前9時から午後零時50分まで	300	－	390
		午後1時から午後5時50分まで	300	－	390
		午後6時から午後9時50分まで	300	－	390
世田谷区立池之上青少年交流センター（2）	音楽室	午前9時から午後零時50分まで	1,920	－	2,490
		午後1時から午後3時50分まで	1,440	－	1,870
		午後4時から午後6時50分まで	1,440	－	1,870
		午後7時から午後9時50分まで	1,440	－	1,870
世田谷区立野毛青少年交流センター（1）	ホール	午前9時から正午まで	1,440	－	1,870
		午後1時から午後4時30分まで	1,680	－	2,180
		午後5時から午後9時まで	1,920	－	2,490
	和室Ⅰ	午前9時から正午まで	300	－	390
		午後1時から午後4時30分まで	300	－	390
		午後5時から午後9時まで	300	－	390
	和室Ⅱ	午前9時から正午まで	300	－	390
		午後1時から午後4時30分まで	300	－	390
		午後5時から午後9時まで	300	－	390
	交流室	午前9時から正午まで	300	－	390
		午後1時から午後4時30分まで	300	－	390
		午後5時から午後9時まで	300	－	390
	食堂・厨房	午前9時から正午まで	960	－	1,240
		午後1時から午後4時30分まで	1,080	－	1,400
		午後5時から午後9時まで	1,440	－	1,870
世田谷区立野毛青少年交流センター（2）	創作活動室	午前9時から正午まで	1,440	－	1,870
		午後1時から午後5時まで	1,920	－	2,490
世田谷区立希望丘青少年交流センター（1）	多目的ホール	午前9時から正午まで	1,440	－	1,870
		午後1時から午後5時まで	1,920	－	2,490
		午後6時から午後10時まで	1,920	－	2,490
	調理室	午前9時から正午まで	300	－	390
		午後1時から午後5時まで	300	－	390
		午後6時から午後10時まで	300	－	390
世田谷区立希望丘青少年交流センター（2）	音楽スタジオ（大）及び音楽スタジオ（小）	午前9時30分から午前10時50分まで	300	－	390
		午前11時から午後0時20分まで	300	－	390
		午後0時30分から午後1時50分まで	300	－	390
		午後2時から午後3時20分まで	300	－	390
		午後3時30分から午後4時50分まで	300	－	390
		午後5時から午後6時20分まで	300	－	390
		午後6時30分から午後7時50分まで	300	－	390
		午後8時から午後9時20分まで	300	－	390

② 区民集会施設等

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

保健医療福祉総合プラザ

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位		現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定案
区民活動支援会議室	区民活動支援会議室1－1	午前	3 時間	810	350	1,050
		午後・夜間	2 時間	540		700
	区民活動支援会議室1－2	午前	3 時間	810	350	1,050
		午後・夜間	2 時間	540		700
	区民活動支援会議室2	午前	3 時間	810	350	1,050
		午後・夜間	2 時間	540		700
研修室	研修室A－1	午前	3 時間	810	350	1,050
		午後・夜間	2 時間	540		700
	研修室A－2	午前	3 時間	810	350	1,050
		午後・夜間	2 時間	540		700
	研修室B－1	午前	3 時間	300	130	390
		午後・夜間	2 時間	200		260
	研修室B－2	午前	3 時間	300	130	390
		午後・夜間	2 時間	200		260
	研修室C－1	午前	3 時間	2,700	1,170	3,510
		午後・夜間	2 時間	1,800		2,340
	研修室C－2	午前	3 時間	2,700	1,170	3,510
		午後・夜間	2 時間	1,800		2,340
	実習室	午前	3 時間	1,650	710	2,130
		午後・夜間	2 時間	1,100		1,420
	調理実習室	午前	3 時間	1,650	710	2,130
		午後・夜間	2 時間	1,100		1,420
飲み物メニュー				1,000	－	1,300
食べ物メニュー				2,000	－	2,600
セットメニュー				2,800	－	3,640
駐車場		1台につき20分ごと		100	－	15分ごと100円

保健センター（運動指導室）

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位	現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定案
運動指導室	1時間につき	900		1,170

③ 公園施設、スポーツ施設

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

公園施設（世田谷公園、羽根木公園、玉川野毛町公園、次大夫堀公園、二子玉川公園）

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
軟式野球場	平日	1面1時間以内	2,010	2,280
	土日祝	1面1時間以内	2,370	2,680
庭球場	平日	1面1時間以内	1,440	1,630
	土日祝	1面1時間以内	1,720	1,950
洋弓場	平日	1人1回1時間以内（大人）	280	310
	平日	1人1回1時間以内（小人（18歳以下））	（新規）	100
	平日	1人1回1時間以内（障害者）	（新規）	100
	平日	1人1回1時間以内（高齢者（65歳以上））	（新規）	100
	土日祝	1人1回1時間以内	360	370
	土日祝	1人1回1時間以内（小人（18歳以下））	（新規）	120
	土日祝	1人1回1時間以内（障害者）	（新規）	120
	土日祝	1人1回1時間以内（高齢者（65歳以上））	（新規）	120
プール（夏季）		2時間以内（大人）	390	440
		2時間以内（高齢者（65歳以上））	100	110
		2時間以内（小人（18歳以下））	100	110
		2時間以内（幼児）	0	0
		2時間以内（障害者）	100	110
		2時間以内（障害者（18歳以下））	0	0
		2時間以内（幼児の付添者）	50	50
		2時間以内（障害者の介護者）	0	0
和室（10畳）	平日	午前　3時間	2,520	2,860
	土日祝	午前　3時間	3,000	3,400
	平日	午後　4時間	3,360	3,810
	土日祝	午後　4時間	3,960	4,490
	平日	1日	6,720	7,620
	土日祝	1日	8,040	9,120
和室（8畳）	平日	午前　3時間	2,160	2,450
	土日祝	午前　3時間	2,520	2,860
	平日	午後　4時間	2,880	3,260
	土日祝	午後　4時間	3,360	3,810
	平日	1日	5,760	6,530
	土日祝	1日	6,840	7,760
和室（4.5畳）	平日	午前　3時間	1,440	1,630
	土日祝	午前　3時間	1,680	1,900
	平日	午後　4時間	1,920	2,170
	土日祝	午後　4時間	2,280	2,580
	平日	1日	3,840	4,350
	土日祝	1日	4,560	5,170
茶室	平日	午前　3時間	2,400	2,720
	土日祝	午前　3時間	2,880	3,260
	平日	午後　4時間	3,120	3,540
	土日祝	午後　4時間	3,720	4,220
	平日	1日	6,360	7,210
	土日祝	1日	7,560	8,580
ミニSL		18歳以下1回	50	50
		大人1回	100	110
		学齢に達しない者	0	0
駐車場	世田谷公園、羽根木公園	自動車1台30分以内	100	200
	玉川野毛町公園、次大夫堀公園	自動車1台30分以内	100	100 自動車1台20分以内
	二子玉川公園	自動車1台60分以内	300	200 自動車1台30分以内

③ 公園施設、スポーツ施設

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

公園施設（多摩川玉堤広場）

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
少年野球場			0	0
庭球場	平日	1面1時間以内	650	750
	土日祝	1面1時間以内	1,000	1,150
サッカー場	平日	1面1時間以内	650	750
	土日祝	1面1時間以内	1,300	1,500
付帯設備	温室シャワー室	1回5分以内	100	100
	駐車場	自動車1台30分以内	100	100 自動車1台20分以内

大蔵運動場

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
主競技場（団体）	平日	1時間につき	5,040	5,720
	土日祝	1時間につき	6,040	6,850
	平日	全日（午前9時から午後9時まで）	51,980	58,990
	土日祝	全日（午前9時から午後9時まで）	62,350	70,760
第1武道場（畳）、第2武道場（床）、弓道場、体育室（団体）	平日	1時間につき	640	720
	土日祝	1時間につき	720	810
	平日	全日（午前9時から午後9時まで）	6,190	7,020
	土日祝	全日（午前9時から午後9時まで）	7,340	8,330
エアーライフル場、洋弓場（団体）	平日	1時間につき	790	890
	土日祝	1時間につき	930	1,050
	平日	全日（午前9時から午後9時まで）	7,770	8,810
	土日祝	全日（午前9時から午後9時まで）	9,210	10,450
会議室兼軽運動室（団体）	平日	1時間につき	500	560
	土日祝	1時間につき	570	640
	平日	全日（午前9時から午後9時まで）	4,750	5,390
	土日祝	全日（午前9時から午後9時まで）	5,610	6,360
第1武道場（畳）、第2武道場（床）、弓道場、体育室、エアーライフル場、会議室兼軽運動室、洋弓場（個人）	平日	1人1時間以内	280	310
	平日（18歳以下）	1人1時間以内	（新規）	100
	平日（障害者）	1人1時間以内	（新規）	100
	平日(高齢者(65歳以上)	1人1時間以内	（新規）	100
	土日祝	1人1時間以内	330	370
	土日祝（18歳以下）	1人1時間以内	（新規）	120
	土日祝（障害者）	1人1時間以内	（新規）	120
	土日祝(高齢者(65歳以上)	1人1時間以内	（新規）	120

③ 公園施設、スポーツ施設

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

大蔵運動場

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
陸上競技場	平日	（団体）1時間につき	5,680	6,440
	土日祝	（団体）1時間につき	6,760	7,670
	平日	（団体）全日	38,880	44,120
	土日祝	（団体）全日	46,650	52,940
	平日	個人1時間につき	140	150
	平日（18歳以下）	個人1時間につき	（新規）	50
	平日（障害者）	個人1時間につき	（新規）	50
	平日(高齢者(65歳以上)	個人1時間につき	（新規）	50
	土日祝	個人1時間につき	160	180
	土日祝（18歳以下）	個人1時間につき	（新規）	60
	土日祝（障害者）	個人1時間につき	（新規）	60
	土日祝(高齢者(65歳以上)	個人1時間につき	（新規）	60
庭球場	平日	1面1時間につき	1,440	1,630
	土日祝	1面1時間につき	1,720	1,950
野球場	平日	1面1時間につき	2,010	2,280
	土日祝	1面1時間につき	2,370	2,680
トレーニングルーム（個人）		2時間（高齢者（65歳以上）	150	180
		2時間（15歳以上18歳以下の者）	（新規）	180
		2時間（障害者）	150	180
		2時間（上記以外）	520	590
		1時間（高齢者（65歳以上）	80	90
		1時間（15歳以上18歳以下の者）	（新規）	90
		1時間（障害者）	80	90
		1時間（上記以外）	260	290
水泳場	・2時間以内（6月～9月） ・1回（10月～5月）	大人	520	590
		高齢者（65歳以上）	150	180
		小人（18歳以下）	150	180
		幼児	0	0
		障害者	150	180
		障害者（18歳以下）	0	0
		障害者の介護者	0	0
	1時間以内	大人	260	290
		高齢者（65歳以上）	80	90
		小人（18歳以下）	80	90
		幼児	0	0
		障害者	80	90
		障害者（18歳以下）	0	0
		障害者の介護者	0	0
	団体（50m）	2時間	9,360	10,620
	団体（25m）	2時間	6,240	7,080
駐車場		1台30分	100	1台20分 100

二子玉川緑地運動場

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
サッカー場、少年サッカー場、球技場、野球場、少年野球場	平日	1面1時間	930	1,050
	土日祝	1面1時間	1,090	1,230
駐車場	平日	1台30分以内	0	1台20分以内 0
	土日祝	1台30分以内	100	1台20分以内 100

③ 公園施設、スポーツ施設

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫
（単位：円）

大蔵第二運動場

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定案
体育館	平日	1時間につき		4,600	5,220
	土日祝	1時間につき		5,470	6,200
	平日	全日		52,410	59,480
	土日祝	全日		62,780	71,250
庭球場	平日	1面1時間		1,440	1,630
	土日祝	1面1時間		1,720	1,950
集会室	平日	午前　3時間		2,010	2,280
	土日祝	午前　3時間		2,300	2,610
	平日	午後　3.5時間		3,020	3,420
	土日祝	午後　3.5時間		3,600	4,080
	平日	夜間　4.5時間		5,040	5,720
	土日祝	夜間　4.5時間		6,040	6,850
	平日	全日		8,060	9,140
	土日祝	全日		9,640	10,940
ゴルフ練習場	平日	打席1席	午前5時～午前8時（12月～2月午前6時～午前8時）	0	0
		打席1席（大人）	午前9時～午後10時	420	470
		打席1席（18歳以下）	午前9時～午後10時	（新規）	150
		打席1席（障害者）	午前9時～午後10時	（新規）	150
		打席1席（高齢者(65歳以上）	午前9時～午後10時	（新規）	150
	土日祝	打席1席	午前4時30分～午前8時（12月～2月午前5時30分～午前8時）	0	0
		打席1席	午前8時30分～午後10時	420	470
		打席1席（18歳以下）	午前8時30分～午後10時	（新規）	150
		打席1席（障害者）	午前8時30分～午後10時	（新規）	150
		打席1席（高齢者(65歳以上）	午前8時30分～午後10時	（新規）	150
	平日	ボール1球1階	午前5時～午前8時（12月～2月午前6時～午前8時）	12	14
		ボール1球1階	午前9時～午後10時	15	17
	土日祝	ボール1球1階	午前4時30分～午前8時（12月～2月午前5時30分～午前8時）	12	14
		ボール1球1階	午前8時30分～午後10時	16	18
	平日	ボール1球2階	午前5時～午前8時（12月～2月午前6時～午前8時）	11	12
		ボール1球2階	午前9時～午後10時	14	16
	土日祝	ボール1球2階	午前4時30分～午前8時（12月～2月午前5時30分～午前8時）	11	12
		ボール1球2階	午前8時30分～午後10時	15	17

③ 公園施設、スポーツ施設

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫
（単位：円）

大蔵第二運動場

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定案
宿泊室 ※幼児は無料 ※18歳以下は半額（100円未満切り捨て）	和室（18.5㎡）	1人	1人1泊	5,500	6,240
		2人	1人1泊	3,700	4,190
	和室（40㎡）	1人	1人1泊	9,800	11,120
		2人	1人1泊	6,200	7,030
		3人	1人1泊	4,800	5,440
		4人	1人1泊	4,000	4,540
		5人	1人1泊	3,600	4,080
	洋室（40㎡）	1人	1人1泊	9,800	11,120
		2人	1人1泊	6,200	7,030
		3人	1人1泊	4,800	5,440
		4人	1人1泊	4,000	4,540
		5人	1人1泊	3,600	4,080
	付帯設備（寝具）	1式		200	220
トレーニングルーム（個人）	3時間以内	大人		660	740
		15歳以上18歳以下の者		（新規）	250
		高齢者（65歳以上）		250	250
		障がい者		250	250
	3時間以内（サウナ付き）	大人		1,150	1,300
		15歳以上18歳以下の者		（新規）	450
		高齢者（65歳以上）		450	450
		障がい者		450	450
屋外プール（個人・大人）	午前9時から 午後5時まで 1回	大人		1,180	1,300
		高齢者（65歳以上）		450	450
		小人（18歳以下）		450	450
		幼児		0	0
		障害者		450	450
		障害者（18歳以下）		0	0
		介助者		0	0
	・午前9時から 午後1時まで ・午後1時から 午後5時まで ・午後5時から 午後9時まで 1回	1回4時間（大人）		660	750
		1回4時間（高齢者（65歳以上））		250	250
		1回4時間（小人（18歳以下））		250	250
		1回4時間（幼児）		0	0
		1回4時間（障害者）		250	250
		1回4時間（障害者（18歳以下））		0	0
		1回4時間（介助者）		0	0
駐車場		1台30分以内		100	1台20分以内 100

③ 公園施設、スポーツ施設

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫
（単位：円）

千歳温水プール

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定案
集会室（団体）		1時間		280	310
体育室（団体）		1時間		860	970
健康運動室	午後5時30分 ～午後9時（団体）			1,290	1,460
	午前9時 ～午後5時（個人）	60歳以上		360	400
		付添	大人	360	400
			小人（18歳以下）	0	0
温水プール、トレーニングルーム、体育室（個人） ※トレーニングルームの小人料金の対象は「15歳以上18歳以下の者」	1回（6月～9月は2時間以内）	大人		520	590
		高齢者（65歳以上）		150	180
		小人（18歳以下）		150	180
		幼児		0	0
		障害者		150	180
		障害者（18歳以下）		0	0
		介護者		0	0
	1時間以内	大人		260	290
		高齢者（65歳以上）		80	90
		小人（18歳以下）		80	90
		幼児		0	0
		障害者		80	90
		障害者（18歳以下）		0	0
		介護者		0	0
温水プール（25mプール・団体）		1コース2時間以内		6,240	7,080
駐車場		1台30分以内		100	1台20分以内 100

③ 公園施設、スポーツ施設

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫
（単位：円）

地域体育館、地区体育室

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定案
尾山台地域体育館	団体	平日	午前9時～正午	4,890	5,550
		平日	午後1時～午後4時	5,470	6,200
		平日	午後4時～午後6時30分	5,470	6,200
		平日	午後6時30分～午後9時	6,330	7,180
		平日	全日	19,290	21,890
		日・休日	午前9時～午後1時	8,060	9,140
		日・休日	午後1時～午後5時	8,780	9,960
		日・休日	午後5時～午後9時	12,240	13,890
		日・休日　全日	午前9時～午後9時	22,460	25,490
	個人	大人		140	150
		小人（18歳以下）		50	50
		大人（高齢者(65歳以上）		（新規）	50
		大人（障害者）		（新規）	50
北烏山地区体育室	団体	午前9時から午前11時まで		860	970
		午前11時から午後1時まで		860	970
		午後6時から午後9時まで（火曜日を除く）		1,720	1,950
	個人	午後1時から午後6時まで（火曜日については、午後1時から午後9時まで）		0	0
希望丘地域体育館	団体	平日	午前9時～正午	6,740	7,640
		平日	正午～午後3時	7,540	8,550
		平日	午後1時～午後4時	7,540	8,550
		平日	午後4時～午後6時30分	7,540	8,550
		平日	午後6時30分～午後9時	8,730	9,900
		平日　全日	午前9時～午後9時	26,610	30,200
	団体	日・休日	午前9時～正午	8,080	9,170
		日・休日	正午～午後3時	9,040	10,260
		日・休日	午後1時～午後4時	9,040	10,260
		日・休日	午後4時～午後6時30分	9,040	10,260
		日・休日	午後6時30分～午後9時	10,470	11,880
		日・休日　全日	午前9時～午後9時	31,930	36,240
	個人	平日	正午～午後1時	0	0
		平日	午後3時～午後4時	0	0
		日・休日	正午～午後1時	0	0
		日・休日	午後3時～午後4時	0	0

④ 文化施設

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

美術館

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定案
観覧料	常設の展示	個人	一般	200	220
		個人	高校生・大学生	150	170
		個人	小学生・中学生	100	110
		個人	高齢者	100	110
		個人	障害者	100	110
		個人	生活保護受給者	（新規）	110
		団体	一般	160	180
		団体	高校生・大学生	120	130
		団体	小学生・中学生	80	90
		団体	高齢者	80	90
		団体	障害者	80	90
		団体	生活保護受給者	（新規）	90
	特別の企画の展示	上限		1,500	1,700
特別観覧	熟覧	1点1日		500	560
	模写・模造等	1点1日		1,000	1,130
	撮影	1点1日（モノクロ）	学術研究	200	220
			出版等	2,000	2,260
		1点1日（カラー）	学術研究	400	450
			出版等	4,000	4,530
美術館内区民ギャラリー	全体利用	1日		13,820	15,670
	4分の3利用	1日		10,360	11,740
	2分の1利用	1日		6,910	7,830
	4分の1利用	1日		3,450	3,910
分館区民ギャラリー	全体利用	1日		2,880	3,260
美術館講堂		2時間		3,600	4,080
		1日		10,800	12,240

文学館

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定案
観覧料	常設の展示	個人	一般	200	220
		個人	高校生・大学生	150	170
		個人	小学生・中学生	100	110
		個人	高齢者	100	110
		個人	障害者	100	110
		個人	生活保護受給者	（新規）	110
		団体	一般	160	180
		団体	高校生・大学生	120	130
		団体	小学生・中学生	80	90
		団体	高齢者	80	90
		団体	障害者	80	90
		団体	生活保護受給者	（新規）	90
	特別の企画の展示	上限		1,500	1,700
特別観覧料	写真の撮影	1点1日（モノクローム）	学術研究	200	220
			出版等	2,000	2,260
		1点1日（カラー）	学術研究	400	450
			出版等	4,000	4,530
	ビデオ等の撮影			4,000	4,530

④ 文化施設

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫
（単位：円）

文化生活情報センター

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定案
パブリックシアター（主劇場）	全日　午前9時から午後10時まで	586,150	664,690
	前半　午前9時から午後4時まで	412,410	467,670
	後半　午後4時から午後10時まで	453,020	513,720
シアタートラム（小劇場）	全日　午前9時から午後10時まで	213,070	241,620
	前半　午前9時から午後4時まで	149,290	169,290
	後半　午後4時から午後10時まで	164,300	186,310
けいこ場A	全日　午前9時から午後10時まで	26,160	29,660
	前半　午前9時から午後4時まで	18,300	20,750
	後半　午後4時から午後10時まで	20,160	22,860
けいこ場B	全日　午前9時から午後10時まで	18,870	21,390
	前半　午前9時から午後4時まで	13,010	14,750
	後半　午後4時から午後10時まで	14,300	16,210
けいこ場C	全日　午前9時から午後10時まで	9,580	10,860
	前半　午前9時から午後4時まで	6,430	7,290
	後半　午後4時から午後10時まで	7,290	8,260
作業室A	全日　午前9時から午後10時まで	17,440	19,770
	前半　午前9時から午後4時まで	11,720	13,290
	後半　午後4時から午後10時まで	13,290	15,070
作業室B	全日　午前9時から午後10時まで	16,010	18,150
	前半　午前9時から午後4時まで	10,720	12,150
	後半　午後4時から午後10時まで	12,150	13,770
音響スタジオ	1時間	850	960
セミナールームA（平日）	午前　午前9時から正午まで	2,880	3,260
	午後　午後1時から午後5時まで	3,740	4,240
	夜間　午後6時から午後10時まで	3,740	4,240
	全日　午前9時から午後10時まで	10,360	11,740
セミナールームA（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	3,450	3,910
	午後　午後1時から午後5時まで	4,460	5,050
	夜間　午後6時から午後10時まで	4,460	5,050
	全日　午前9時から午後10時まで	12,380	14,030
セミナールームB（平日）	午前　午前9時から正午まで	3,160	3,580
	午後　午後1時から午後5時まで	4,320	4,890
	夜間　午後6時から午後10時まで	4,320	4,890
	全日　午前9時から午後10時まで	11,800	13,380
セミナールームB（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	3,740	4,240
	午後　午後1時から午後5時まで	5,180	5,870
	夜間　午後6時から午後10時まで	5,180	5,870
	全日　午前9時から午後10時まで	14,110	16,000
ワークショップ室A（平日）	午前　午前9時から正午まで	7,340	8,320
	午後　午後1時から午後5時まで	9,790	11,100
	夜間　午後6時から午後10時まで	9,790	11,100
	全日　午前9時から午後10時まで	26,920	30,520
ワークショップ室A（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	8,780	9,950
	午後　午後1時から午後5時まで	11,660	13,220
	夜間　午後6時から午後10時まで	11,660	13,220
	全日　午前9時から午後10時まで	32,110	36,410
ワークショップ室B（平日）	午前　午前9時から正午まで	5,610	6,360
	午後　午後1時から午後5時まで	7,480	8,480
	夜間　午後6時から午後10時まで	7,480	8,480
	全日　午前9時から午後10時まで	20,590	23,340
ワークショップ室B（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	6,620	7,500
	午後　午後1時から午後5時まで	8,920	10,110
	夜間　午後6時から午後10時まで	8,920	10,110
	全日　午前9時から午後10時まで	24,480	27,760

⑤ 高齢者・障害者施設

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

障害者休養ホーム

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
ひまわり荘	宿泊室	1泊	1,700	1,760
		1泊（18歳以下）	（新規）	880
		1泊（18歳以下）の追加料金 ※18歳以下で大人と同じ食事メニューを選択する場合	（新規）	880
	訓練室	1回	200	200

知的障害者生活寮

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定案
松原けやき寮	月額	24,000	24,000

身体障害者自立体験ホーム

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
なかまっち	一般（玄関独立）	月額	66,000	66,000
	一般	月額	54,000	54,000
	短期	日額	1,800	1,800

高齢者一時生活援助施設

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定案
ほのぼの	月額	41,000	41,000

⑥ 子育て施設

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫
（単位：円）

産後ケアセンター

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
第4条第1号に掲げる事業を利用する場合（次項又は3の項に定める場合に該当するときは、それぞれ次項又は3の項に定める額を加算する。）	宿泊1泊目	所得割課税額が0円を超える世帯に属する者（母子1組につき）	9,000	9,000
		18歳以下の場合	（新規）	—
		所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）に属する者（母子1組につき）	0	0
		被保護者	0	0
	宿泊2泊目以降	所得割課税額が0円を超える世帯に属する者（母子1組につき）	4,500	4,500
		18歳以下の場合	（新規）	—
		所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）に属する者（母子1組につき）	0	0
		被保護者（母子1組につき）	0	0
	日帰り	所得割課税額が0円を超える世帯に属する者（母子1組につき）	3,000	3,000
		18歳以下の場合	（新規）	—
		所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）に属する者（母子1組につき）	0	0
		被保護者	0	0
第6条第3項の規定により、事業を利用する子の兄又は姉（次項に規定する多胎妊娠に係る子に該当する者を除く。）が施設を利用する場合	宿泊1泊目	所得割課税額が0円を超える世帯に属する者（1人につき）	3,400	3,400
		18歳以下の場合	（新規）	—
		所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）に属する者（1人につき）	1,800	1,800
		18歳以下の場合	（新規）	—
		被保護者（1人につき）	0	0
	宿泊2泊目以降	所得割課税額が0円を超える世帯に属する者（1人につき）	1,700	1,700
		18歳以下の場合	（新規）	—
		所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）に属する者（1人につき）	900	900
		18歳以下の場合	（新規）	—
		被保護者（1人につき）	0	0
	日帰り	所得割課税額が0円を超える世帯に属する者（1人につき）	1,000	1,000
		18歳以下の場合	（新規）	—
		所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）に属する者（1人につき）	600	600
		18歳以下の場合	（新規）	—
		被保護者（1人につき）	0	0

⑥ 子育て施設

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫
（単位：円）

産後ケアセンター

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
事業を利用する子が多胎妊娠に係る子の1人である場合の当該利用に係る子以外の多胎妊娠に係る子が事業を利用する場合	宿泊1泊目	所得割課税額が0円を超える世帯に属する者（1人につき）	1,000	1,000
		18歳以下の場合	（新規）	—
		所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）に属する者（1人につき）	0	0
		被保護者（1人につき）	0	0
	宿泊2泊目以降	所得割課税額が0円を超える世帯に属する者（1人につき）	500	500
		18歳以下の場合	（新規）	—
		所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）に属する者（1人につき）	0	0
		被保護者（1人につき）	0	0
	日帰り	所得割課税額が0円を超える世帯に属する者（1人につき）	250	250
		18歳以下の場合	（新規）	—
		所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）に属する者（1人につき）	0	0
		被保護者（1人につき）	0	0

⑦ 駐車場・駐輪場

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

区立自転車等駐車場

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定案
自転車	屋根有	定期月額	一般	2,000	3,000
			学生等	1,700	2,700
			障害者	1,000	1,500
			学生等障害者	850	1,350
	屋根無	定期月額	一般	1,800	2,800
			学生等	1,500	2,500
			障害者	900	1,400
			学生等障害者	750	1,250
原動機付自転車		定期月額	一般	3,000	4,000
			学生等	3,000	4,000
			障害者	1,500	2,000
			学生等障害者	1,500	2,000
自動二輪車		定期月額	一般	10,000	12,270
			学生等	10,000	12,270
			障害者	5,000	6,130
			学生等障害者	5,000	6,130
自転車		日ぎめ	1回	100	200
			1回（18歳以下）	（新規）	—
原動機付自転車			1回	200	400
			1回（18歳以下）	（新規）	—
自動二輪車			1回	800	980
			1回（18歳以下）	（新規）	—
自転車		時間ぎめ	24時間以内	300	600
			24時間以内（18歳以下）	（新規）	—
原動機付自転車			24時間以内	400	800
			24時間以内（18歳以下）	（新規）	—
自動二輪車			24時間以内	800	980
			24時間以内（18歳以下）	（新規）	—
自転車用回数券		100円券	12枚つづり	1,000	2,000
原動機付自転車用回数券		200円券	12枚つづり	2,000	4,000
自動二輪車用回数券		800円券	12枚つづり	8,000	9,810

区立駐車場

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定案
世田谷区立玉川総合支所駐車場	入場から退場までの時間10分までごと	100	120
世田谷区立砧総合支所駐車場	入場から退場までの時間15分までごと	100	120

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

レンタサイクルポート

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位		現行料金	改定案
レンタサイクルポート	定期月額	一般	3,000	3,000
		学生等	2,700	2,700
		障害者	1,500	1,500
		学生等障害者	1,350	1,350
	日ぎめ	1回又は1日	300	300
		1回又は1日（18歳以下）	（新規）	—

⑧ 教育施設

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫
（単位：円）

図書館

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定案
プラネタリウム	大人	一般投影	個人	400	520
			団体（1人につき）	320	410
		特別投影	上限	1,000	1,300
	小人（18歳以下）	一般投影	個人	100	130
			団体（1人につき）	80	100
		特別投影	上限	500	650

⑨ 観光施設

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫
（単位：円）

スカイキャロット展望ロビー

区分	利用時間枠・単位		現行料金	改定案
スカイキャロット	1時間	1㎡あたり	30	40
コースメニュー			25,000	32,500
パーティーメニュー			10,000	13,000
ランチメニュー			5,000	6,500
料理単品メニュー			3,000	3,900
喫茶メニュー			2,000	2,600
アルコールメニュー			15,000	19,500

⑩ その他施設

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

区民斎場（みどり会館）

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定案
式場及び洋室	一式	84,000	91,560
式場	午前8時30分から正午まで	11,000	11,990
	午後零時30分から午後4時まで	11,000	11,990
	午後4時30分から午後10時まで	16,000	17,440
	午後10時30分から翌日の午前8時まで	16,000	17,440
洋室	午前8時30分から正午まで	6,000	6,540
	午後零時30分から午後4時まで	6,000	6,540
	午後4時30分から午後10時まで	9,000	9,810
	午後10時30分から翌日の午前8時まで	9,000	9,810
式場	1時間につき	3,200	3,480
洋室	1時間につき	1,800	1,960
仮安置室	1日につき	1,000	1,090

区民農園

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定案
ファミリー農園	【現行】 1年1区画（15㎡）※契約期間は1年11か月	11,520	15,240
	【新区画】 1年1区画（10㎡）※契約期間は1年11か月	（新規）	10,200

⑩ その他施設

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫
（単位：円）

区民健康村

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
区民等	大人	1人1泊	3,000	3,100
	同　休日等料金	1人1泊	（新規）	4,100
	小人（小学生以下）	1人1泊	1,500	1,550
	同　休日等料金	1人1泊	（新規）	2,050
	幼児（小学生未満）	1人1泊	750	770
	同　休日等料金	1人1泊	（新規）	1,020
区民以外	大人	1人1泊	9,000	9,270
	同　休日等料金	1人1泊	（新規）	10,270
	小人（小学生以下）	1人1泊	4,500	4,640
	同　休日等料金	1人1泊	（新規）	5,140
	幼児（小学生未満）	1人1泊	2,250	2,320
	同　休日等料金	1人1泊	（新規）	2,570
延長利用		1室1回	5,000	5,450
日帰り利用		1室1回	5,000	5,450
浴室	大人	1人1回	1,200	1,300
	小人（小学生以下）	1人1回	600	650
夕食（標準）メニュー			2,500	2,720
朝食（標準）メニュー			1,500	1,630
特別メニュー(年末年始、充実食等)			15,000	16,350
パーティーメニュー			10,000	10,900
料理単品メニュー			6,000	6,540

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

⑪ 学校開放施設

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定案
体育館	団体	学校休業日 1時間	320	410
		平日 2.5時間	790	1,010
	個人	大人 1回	130	160
		小人（18歳以下） 1回	50	60
		幼児 1回	0	0
格技室		学校休業日 1時間	320	410
		平日午後5時まで1時間	320	410
		平日午後6時半以降2.5時間	790	1,010
教室		1室4時間	260	330
庭球場		1面1時間	850	1,080
校庭		1時間	320	410
夏季プール開放（一部の中学校）	大人	日中2時間	240	300
	大人	夜間2時間	360	460
	高齢者	2時間	100	120
	小人（18歳以下）	2時間	100	120
	幼児	2時間	0	0
	障害者	2時間	100	120
	障害者（18歳以下）	2時間	0	0
	障害者の介護者	2時間	0	0
温水プール（太子堂中、玉川中、烏山中、梅丘中）※公園、スポーツ施設グループの経費増加割合（113.5%）を用いて算出	大人	2時間（10月～5月1回）	480	540
	高齢者		150	170
	小人（18歳以下）		150	170
	幼児		0	0
	障害者		150	170
	障害者（18歳以下）		0	0
	障害者の介護者		0	0
	大人	1時間	240	270
	高齢者		80	90
	小人（18歳以下）		80	90
	幼児		0	0
	障害者		80	90
	障害者（18歳以下）		0	0
	障害者の介護者		0	0
	団体	1コース2時間	5,760	6,530
中町ふれあいホール		平日 午前9時～正午	3,960	5,070
		平日 午後1時～午後4時30分	6,600	8,460
		平日 午後5時30分～午後10時	9,240	11,840
		平日午前9時～午後10時	15,840	20,300
		土日祝 午前9時～正午	5,280	6,760
		土日祝 午後1時～午後4時30分	7,920	10,150
		土日祝 午後5時30分～午後10時	11,880	15,230
		土日祝 午前9時～午後10時	19,800	25,380
烏山中クライミングウォール	大人	1時間	360	460
	小人（18歳以下）	1時間	150	190

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

⑫ 空き時間利用施設

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定案
ふれあいの家		夜間　2時間	200	130	260
教育総合センター	研修室1	平日　3時間	4,800	2,080	6,240
	研修室2・3	平日　3時間	1,650	710	2,130
	研修室1	土日　午前　3時間	4,800	2,080	6,240
		土日　午後　2時間	3,200		4,160
	研修室2・3	土日　午前　3時間	1,650	710	2,130
		土日　午後　2時間	1,100		1,420
池尻児童館	プレイルーム	午前　3時間	960	540	1,620
		午後　4時間	1,440		2,160
		夜間　2.5時間	840		1,620
		夜間　1.5時間（水・土曜日）	840		1,080
	音楽室 ピアノ室	午前　3時間	300	130	390
		午後　4時間	300		520
		夜間　2.5時間	300		390
		夜間　1.5時間（水・土曜日）	300		260
若林児童館	遊戯室	午前　3時間	960	540	1,620
		午後　4時間	1,440		2,160
		夜間　3時間	960		1,620
弦巻児童館	遊戯室	午前　3時間	1,440	710	2,130
		午後　4時間	1,920		2,840
		夜間　3時間	1,440		2,130
上町児童館	体育館	午前　3時間	1,440	710	2,130
		午後　4時間	1,920		2,840
		夜間　3時間	1,440		2,130
	集会室	午前　3時間	300	130	390
		午後　4時間	300		520
		夜間　3時間	300		390
桜丘児童館	創作広場・コーナー	夜間　3.5時間	1,680	710	2,840
代田児童館	遊戯室	午前　3時間	1,440	710	2,130
		午後　4時間	1,920		2,840
		夜間　3時間	1,440		2,130
		夜間　2時間（金・土曜日）	1,080		1,420
	音楽室	午前　3時間	300	130	390
		午後　4時間	300		520
		夜間　3時間	300		390
		夜間　2時間（金・土曜日）	300		260

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

⑫ 空き時間利用施設

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定案
松沢児童館	ミーティングルーム	午前　3時間	300	130	390
		午後　4時間	300		520
		夜間　3時間	300		390
	遊戯室	午前　3時間	1,440	710	2,130
		午後　4時間	1,920		2,840
		夜間　3時間	1,440		2,130
	集会室	午前　3時間	720	350	1,050
		午後　4時間	960		1,400
		夜間　3時間	720		1,050
代田南児童館	大集会室	午前　3時間	300	130	390
		午後　4時間	300		520
		夜間　3時間	300		390
	ダンス室	午前　3時間	300	130	390
		午後　4時間	300		520
		夜間　3時間	300		390
森の児童館	談話室	午前　3時間	300	130	390
		午後　4時間	300		520
		夜間　3.5時間	300		520
	遊戯室	午前　3時間	960	540	1,620
		午後　4時間	1,440		2,160
		夜間　3.5時間	1,080		2,160
上用賀児童館	遊戯室	午前　3時間	960	540	1,620
		午後　4時間	1,440		2,160
		夜間　2.5時間	840		1,620
新町児童館	音楽室	午前　3時間	300	130	390
		午後　4時間	300		520
		夜間　2.5時間	300		390
	集会室	午前　3時間	300	130	390
		午後　4時間	300		520
		夜間　2.5時間	300		390
船橋児童館	和室	午前　3時間	300	130	390
		午後　4時間	300		520
		夜間　2.5時間	300		390
	遊戯室	午前　3時間	960	540	1,620
		午後　4時間	1,440		2,160
		夜間　2.5時間	840		1,620

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

⑫ 空き時間利用施設

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定案
喜多見児童館	図書室	午前　3時間	300	130	390
		午後　4時間	300		520
		夜間　3時間	300		390
		夜間　2時間（木・金曜日）	300		260
	遊戯室	午前　3時間	960	540	1,620
		午後　4時間	1,440		2,160
		夜間　3時間	960		1,620
		夜間　2時間（木・金曜日）	840		1,080
成城さくら児童館	集会室	午前　3時間	300	130	390
		午後　4時間	300		520
		夜間　3時間	300		390
	遊戯室	午前　3時間	960	540	1,620
		午後　4時間	1,440		2,160
		夜間　3時間	960		1,620
祖師谷児童館	音楽室	午前　3時間	300	130	390
		午後　4時間	300		520
		夜間　3.5時間	300		520
	遊戯室	午前　3時間	960	540	1,620
		午後　4時間	1,440		2,160
		夜間　3.5時間	1,080		2,160
鎌田児童館	遊戯室	午前　3時間	1,440	710	2,130
		午後　4時間	1,920		2,840
		夜間　3時間	1,440		2,130
烏山児童館	音楽室	午前　3時間	300	130	390
		午後　4時間	300		520
		夜間　3.5時間	300		520
	遊戯室	午前　3時間	960	540	1,620
		午後　4時間	1,440		2,160
		夜間　3.5時間	1,080		2,160
上祖師谷ぱる児童館	集会室	午前　3時間	720	350	1,050
		午後　4時間	960		1,400
		夜間　3時間	720		1,050
	遊戯室	午前　3時間	720	350	1,050
		午後　4時間	960		1,400
		夜間　3時間	720		1,050

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

⑫ 空き時間利用施設

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定案
母子生活支援施設		夜間　2時間	1,080	710	1,420
デイ・ホーム世田谷	会議室1	午前　3時間	1,440	710	2,130
		午後　4時間	1,920		2,840
		夜間　4時間	1,920		2,840
	会議室2	午前　3時間	300	130	390
		午後　4時間	300		520
		夜間　4時間	300		520
デイ・ホーム深沢	研修室	午前　3時間	960	540	1,620
		午後　4時間	1,440		2,160
		夜間　4時間	1,440		2,160
デイ・ホーム玉川田園調布	交流室	平日　夜間　4時間	960	350	1,400
		日・祝日　午前　3時間	720		1,050
		日・祝日　午後　4時間	960		1,400
		日・祝日　夜間　4時間	960		1,400
デイ・ホーム中丸	研修室	午前　3時間	960	540	1,620
		午後　4時間	1,440		2,160
		夜間　4時間	1,440		2,160
児童相談所内 団体活動支援スペース	会議室A・B 同時利用	午前　3時間	1,650	710	2,130
		午後　2時間	1,100		1,420
		午後　4時間	2,200		2,840
	会議室A 会議室B 活動支援室	午前　3時間	810	350	1,050
		午後　2時間	540		700
		夜間　4時間	1,080		1,400
奥沢福祉園	会議室	午前　3.5時間	840	350	1,220
		午後　4時間	960		1,400
		夜間　3.5時間	840		1,220
土と農の交流園		午前 3時間	300	130	390
		午後・夜間　4時間	400		520

行政財産使用料条例

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定案
50平方メートル未満		1時間	100		130
50平方メートル以上70平方メートル未満		1時間	270		350
70平方メートル以上100平方メートル未満		1時間	420		540
100平方メートル以上150平方メートル未満		1時間	550		710
150平方メートル以上200平方メートル未満		1時間	900		1,170
200平方メートル以上300平方メートル未満		1時間	1,150		1,490
300平方メートル以上		1時間	1,600		2,080
陶芸室	陶芸室	4時間以内	400		520
	陶芸窯室（出力25kw以上）	24時間以内	4,320		5,610
	陶芸窯室（出力25kw未満）	24時間以内	3,960		5,140

附帯設備一覧

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

（単位：円）

施設種別	施設名称	附帯設備（条例）				附帯設備（規則）				
		附帯設備（条例）	単位（条例）	額（条例）	改定案	附帯設備（規則）		単位(規則)	額(規則)	改定案
① 区民会館	区民会館	舞台器具	１式、１台、１枚、１脚又は１個　１回	7,000	9,100	所作台		１式　１回	7,000	9,100
						松羽目		１式　１回	1,500	1,950
						背景幕		１式　１回	1,500	1,950
						金屏風		１式　１回	1,500	1,950
						平台		１台　１回	200	260
						山台		１台　１回	400	520
						もうせん		１枚　１回	150	190
						反響板		１式　１回	4,000	5,200
						演台		１式　１回	700	910
						譜面台		１台　１回	50	60
						指揮者台・指揮者用譜面台		１式　１回	400	520
						リノリウム		１枚　１回	700	910
						バレエバー・バレエスタンド		１式　１回	700	910
						展示パネル		１式　１回	1,000	1,300
		音響器具	１本、１台、１基、１個又は１式　１回	3,000	3,900	マイクロホン	Ａ	１本　１回	1,500	1,950
							Ｂ		500	650
						ワイヤレスマイクロホン	Ａ	１本　１回	1,500	1,950
							Ｂ		700	910
						レコードプレーヤー		１台　１回	1,000	1,300
						オープンデッキ		１台　１回	1,500	1,950
						カセットデッキ		１台　１回	700	910
						ＤＡＴ		１台　１回	1,000	1,300
						ディスクデッキ		１台　１回	1,000	1,300
						拡声装置	大	１式　１回	3,000	3,900
							小		1,500	1,950
						ダイレクトボックス		１台　１回	300	390
						パワードスピーカー		１式　１回	1,000	1,300
						サブウーハー		１式　１回	1,000	1,300
						音響効果装置		１台　１回	300	390
						ポータブルミキサー	12チャンネル以下のもの	１台　１回	1,000	1,300
							12チャンネルを超えるもの		2,000	2,600
		照明器具	照明器具　１台、１回路又は１本　１回	2,500	3,250	スポットライト	500ワット以下のもの	１台　１回	300	390
							500ワットを超え１キロワット以下のもの		500	650
							１キロワットを超えるもの		700	910
						ピンスポットライト	１キロワット以下のもの	１台　１回	1,500	1,950
							１キロワットを超えるもの		2,000	2,600
						照明効果装置		１台　１回	1,500	1,950
						ボーダーライト		１回路　１回	300	390
						ホリゾントライト		１回路　１回	300	390
						フットライト		１回路　１回	150	190
						バーライト		１台　１回	300	390
						ストリップライト		１回路　１回	300	390
						展示用ライト		１台　１回	100	130
		楽器	１台又は一式　１回	4,500	5,850	ピアノ	フルコンサート	１台　１回	4,500	5,850
							セミコンサート		2,000	2,600
							その他のもの		1,000	1,300
						ドラムセット		１式　１回	500	650
						ギターアンプ		１台　１回	500	650
						ベースアンプ		１台　１回	500	650
						モニタースピーカー・ミキサー		１式　１回	500	650
		映写器具（映写機）	１式　１回	6,000	7,800	映写機	16ミリ	１式　１回	1,500	1,950
							スライドＡ		1,500	1,950
							スライドＢ		500	650
							テレビ受像機		1,000	1,300
							ビデオデッキ		1,000	1,300
							ビデオカメラ		1,000	1,300
							ＤＶＤプレーヤー		1,000	1,300
							オーバーヘッドプロジェクター		700	910
							ビデオプロジェクター		3,000	3,900
							レーザービジョンビデオディスク装置		3,000	3,900
		映写器具（スクリーン）	１式　１回	1,500	1,950	スクリーン	大	１式　１回	1,500	1,950
							小		700	910
		電気設備（ホールに限る）	１台（１キロワット）　１回	150	190					
		浴室	１室　１回	1,500	1,950					

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

（単位：円）

施設種別	施設名称	附帯設備（条例）				附帯設備（規則）				
		附帯設備（条例）	単位（条例）	額（条例）	改定案	附帯設備（規則）		単位(規則)	額(規則)	改定案
② 区民集会施設等	区民センター									
	地区会館									
	区民集会所									
	男女共同参画センター									
	健康増進・交流施設（せたがや　がやがや館）	温水シャワー室	１回５分以内	100	100					
		カラオケ機器	１台	3,000	※使用料対象から除外					
	池之上青少年交流センター									
	野毛青少年交流センター									
	希望丘青少年交流センター									
	敬老会館・高齢者集会所									
	ひだまり友遊会館									
	郷土資料館									
	保健医療福祉総合プラザ（うめとぴあ）									
③ 公園、スポーツ施設	区立公園施設	夜間照明（軟式野球場）		3,300	3,740					
		夜間照明（庭球場）		820	930					
	総合運動場（二子玉川緑地運動場含む）	夜間照明（庭球場）	１面　１時間	820	930					
		夜間照明（野球場）	１面　１時間	3,300	3,740					
		夜間照明（陸上競技場）	１時間	2,470	2,800					
		電子計測器（陸上競技場）	１式　１回	3,000	3,400					
	大蔵第二運動場	照明（庭球場）	１面　１時間	820	930					
		寝具（宿泊室）	１式	200	220					
	千歳温水プール									
	地域体育館・地区体育室									
④ 文化施設	美術館	展示用設備	１単位１日（上限）	500	560	展示台（世田谷区立世田谷美術館内区民ギャラリー）		１台　１日	200	220
						彫刻台（世田谷区立世田谷美術館内区民ギャラリー）		１台　１日	100	110
						スポットライト（世田谷区立世田谷美術館内区民ギャラリー）		１個　１日	100	110
						展示台大（世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー内区民ギャラリー）		１台　１日	200	220
						展示台小（世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー内区民ギャラリー）		１台　１日	100	110
						スポットライト（世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー内区民ギャラリー）		１個　１日	50	60
		講堂用ピアノ	１台　１回	4,500	5,100					
		講堂用音響器具	１式　１回	3,000	3,400					
	文学館									
	文化生活情報センター	音響・映像機器	１式　１回	9,300	10,540	音響セット		１式　１回	500	560
						映像セット	セミナールーム及びワークショップ室用	１式　１回	1,400	1,580
							メディア工房用Ａ	１式　１回	1,800	2,040
							メディア工房用Ｂ	１式　１回	9,300	10,540
							ＤＴＰセット	１式　１回	1,400	1,580
		その他	１式　１回	1,600	1,810	調理・食器セット		１式　１回	1,600	1,810
						工作道具セット		１式　１回	800	900
						染物道具セット		１式　１回	800	900
						被服道具セット		１式　１回	800	900
	文化生活情報センター（劇場）	舞台設備	1式、1列、1双、1台、1室又は1枚　1回	13,100	14,850					
		音楽設備	1台　1回	12,100	13,720					
		工作機械	1式　1回	1,500	1,700					
		映写機	1台　1回	1,600	1,810					
		音響設備	1式、1本又は1台　1回	20,000	22,680					
			1式　1時間以内	8,000	9,070					
		照明設備	1式、1台、1列又は1組　1回	59,000	66,900					
		持込み機材	1台（1キロワット）　1回	150	170					
⑤ 高齢者・障害者施設	障害者休養ホーム（ひまわり荘）									
	知的障害者生活寮（松原けやき寮）									
	身体障害者自立体験ホーム（なかまっち）									
	高齢者一時生活援助施設（ほのぼの）									

≪別紙全ページ共通：一部は上限額≫

（単位：円）

（単位：円）

施設種別	施設名称	附帯設備（条例）				附帯設備（規則）				
		附帯設備（条例）	単位（条例）	額（条例）	改定案	附帯設備（規則）		単位(規則)	額(規則)	改定案
⑥　子育て施設	産後ケアセンター									
⑦　駐車場・駐輪場	区立駐車場									
	区立自転車等駐車場									
	レンタサイクルポート									
⑧　教育施設	図書館									
⑨　観光施設	スカイキャロット展望ロビー	附帯設備	１時間（上限）	100,000	130,000					
⑩　その他施設	区民斎場									
	区民農園									
	区民健康村									
⑪　学校開放施設	区立小・中学校	夜間照明（校庭）	１時間以内	1,320	1,690	校庭夜間照明（小学校）		1時間	880	1,120
						校庭夜間照明（中学校）		1時間	1,320	1,690
		夜間照明（庭球場）	１時間以内	660	840	庭球場夜間照明		1面1時間	660	840
		照明器具（小ホール）	１台又は１回路　１回	750	960	小ホール照明器具	アッパー・ロアーホリゾントライト	1回路1回	150	190
							フットライト	1回路1回	100	120
							ボーダーライト	1回路1回	150	190
							サスペンション・シーリングライト	1回路1回	150	190
		ピアノ（小ホール）	１台　１時間以内	1,000	1,280	小ホールピアノ		1台1時間	1,000	1,280
⑫　空き時間利用施設	土と農の交流園									
	ふれあいの家									
	教育総合センター									
	児童館									
	母子生活支援施設									
	デイ・ホーム内会議室									
	児童相談所内団体活動支援スペース									
	奥沢福祉園内共同会議室									
	陶芸室									